

改正

平成12年3月31日第102号  
平成14年3月28日第67号  
平成16年9月10日第86号  
平成21年3月31日第91号  
平成28年3月31日第129号

平成13年3月30日第47号  
平成16年5月25日第75号  
平成17年3月28日第26号  
平成27年3月31日第82号  
令和元年10月1日第37号

注 令和元年10月1日規則第37号の一部改正規定は、令和2年4月1日から施行につき、本文には直接改正を加えないで、改正文を点線で区切ってこの規則の末尾に登載した。

(趣旨)

第1条 この規則は、清潔で美しい大田区をつくる条例(平成9年条例第32号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(路上喫煙禁止地区の指定等に係る告示)

第2条 条例第8条第4項の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 路上喫煙禁止地区の名称
- (2) 路上喫煙禁止地区を指定し、変更し、又は解除する範囲
- (3) 路上喫煙禁止地区を指定し、変更し、又は解除する期日

(環境美化審議会)

第3条 条例第9条に規定する環境美化審議会(以下「審議会」という。)の委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 会長は、会議を開催するときは、招集期日前3日までに委員に通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 前項の場合において、会長は、委員として議決に加わることができない。
- 5 前条及び前各項に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

(関係人等の出席)

第5条 会長は、必要があると認めるときは、関係人その他参考人の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議の記録)

第6条 会長は、審議会に関する会議録を作成するものとする。

- 2 会議録には、次の事項を記録するものとする。
  - (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 出席者の氏名
  - (3) 議題及び会議の趣旨
  - (4) 議決した事項及び少数意見
  - (5) その他会長が必要と認めた事項

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境清掃部環境対策課において処理する。

(立入調査員証)

第8条 条例第12条第2項の規定に基づく立入調査をする職員の身分を示す証明書は、立入調査員証(別記第1号様式)とする。

(過料)

第9条 条例第14条の規定により過料を科そうとするときは、告知・弁明書(別記第2号様式)により、過料を科そうとする者に対し、あらかじめ告知し、弁明の機会を付与するものとする。

2 前項の規定による手続後、過料を科すときは、過料処分通知書(別記第3号様式)を交付するものとする。

3 条例第14条の規定により科す過料の額は、1,000円とする。

(委任)

第10条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

付 則 (令和元年10月1日規則第37号)

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

別記

第1号様式

(第8条関係)

第2号様式

(第9条関係)

第3号様式

(第9条関係)

-----  
注 令和2年4月1日から施行

第2条を削る。

第3条第1項中「第9条」を「第8条」に改め、同条を第2条とする。

第4条を第3条とし、第5条から第7条までを1条ずつ繰り上げる。

第8条中「第12条第2項」を「第11条第2項」に、「別記第1号様式」を「別記様式」に改め、同条を第7条とする。

第9条を削り、第10条を第8条とする。

別記第1号様式中「第8条関係」を「第7条関係」に、「第12条」を「第11条」に改め、同様式を別記様式とする。

別記第2号様式及び別記第3号様式を削る。  
-----